



こんにちはトーカーです



日頃は株式会社トーカーをご愛顧賜り誠にありがとうございます。
残暑が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。
夏バテなどしないよう、水分と塩分補給をしてお自愛ください。



敬老の日はなぜ生まれたの？

今年の9月19日は「敬老の日」です。以前は、9月15日だった「敬老の日」ですが、2003年のハッピーマンデー制度の実施によって、毎年9月の第3月曜日となりました。

今回は「敬老の日」の由来や意味、何歳からといった決まりはあるのかなどをご紹介します。

2016年の



敬老の日 9月19日
老人の日 9月15日
老人週間 9月15日~9月21日

敬老の日は村の敬老会が発祥!?

敬老の日は、兵庫県多可郡野間谷村で提唱、行われていた敬老行事の「としよりの日」が始まりとされています。

その主旨としては、「老人を大切に、お年寄りの知恵を借りて村づくりをしよう」と農閑期(農作業の暇な時期)にあたり、気候も良い9月15日を「としよりの日」と定めて、敬老会などを開いたものです。そして、小さな村ではじまったこの習慣が、1950年からは兵庫県全体で行われるようになり、その後には全国へと広がっていきました。

その後「としより」という表現はあまり好ましくないということで1964年に「老人の日」と改称されました。全国的に広がり

を見せていたこの動きですが、発祥の地でもある兵庫県多可郡野間谷村では、国に対して、「こどもの日や成人の日があるのに「敬老の日」がないのはおかしい」と声を上げ続け、「敬老の日」と改称された翌日1965年に、「多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し長寿を祝う日」として9月15日が「敬老の日」として祝日法にて制定されました。ちなみに、老人福祉法では老人は「65歳以上」と定められています。



「敬老の日」と「老人の日」の違いは？

もともとの「敬老の日」として制定されていた9月15日は、現在では「老人の日」とされています。



- 9月15日 老人福祉法で定める「老人の日」
- 9月15日~21日 老人福祉法で定める「老人週間」
- 9月第3月曜日 祝日法で定める「敬老の日」

簡単に違いを述べると、敬老の日は「お祝いの日」であるのに対し、老人の日は理解や取り組みに対する「啓発の日」といった意味合いがあるようです。

満年齢と数え年の計算方法

- 満年齢の数え方 生まれた時が0歳で、翌年の誕生日の前日の終了をもって1歳になります
- 数え年の数え方 生まれた時を1歳とし、1月1日を迎えるごとに加齢されます。

【例】12月31日に生まれた人は、翌日(1月1日)には数えで2歳になります。

中津川編

トーカー従業員おすすめ情報をピックアップ! トーカーのご当地グルメ

栗きんとん本家 すや『栗こごり』

〒508-0038 岐阜県中津川市新町2-40(本店) TEL:0120-020780
営業時間 8:00~19:00 (9~12月は20:00まで) 定休日 水曜日

中津川といえば栗!!といっても過言ではないほど中津川では栗が有名です。そんな中津川において創業約300年とも言われているすやさんでは栗を使った様々な菓子を楽しむことができます。

すやさんの『栗こごり』は細かく切った栗を寒天と砂糖とともに煮詰めて固め、乾燥させたものを1個ずつ丁寧に5片に切り分けます。乾燥させることで栗こごりの特徴であるシャキシャキ感が生まれます。

また、これからむかえる秋にふさわしい鮮やかな琥珀色をしており、見た目も楽しめること間違いなしと言えるでしょう。ぜひ一度召し上がってみてください。

HP:<https://www.suya-honke.co.jp/>



中津川営業所 のおすすめ

左から新美、大山、西尾



中津川営業所がある中津川市内にはかつて江戸時代に江戸と京を結ぶ中山道において東濃最大の宿場と言われた「中津川宿」や「馬籠宿」、「落合宿」の3つの宿場があり現在でも中山道、木曾路歩きとして人気のウォーキングコースとなっております。豊かな自然が広がる中津川市にぜひ遊びに来てください。

「栗きんとん」もおすすめ

中津川では様々な栗を使ったお菓子を作っており、なかでも季節限定で作られる栗きんとんはおすすめです。材料は主に栗と砂糖とシンプルではありますが栗のこし方などによって大きく味が変わりお店それぞれの「栗きんとん」があります。

また中津川市では毎年10月に「菓子まつり」が開かれ中津川のお菓子が勢ぞろいしますので様々な種類、様々なお店のお菓子を楽しむことができます。

読者プレゼント 20名様

トーカー通信に関する意見・感想などをお寄せいただいた方の中から抽選で20名様にプレゼント。

※詳しくは裏面をご覧ください。

平成29年3月 道路交通法改正情報 ～認知症の疑いに対し、医師の診断を義務化へ～

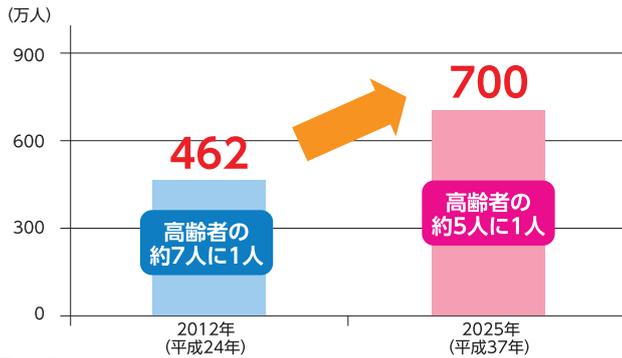
政府は平成27年6月17日に交付された道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律40号)について、**75歳以上の運転者が認知症の疑いがあると判断された場合、医師の診断を義務化する**改正道路交通法の**施行日を平成29年3月12日**とすることを平成28年7月12日に閣議決定しました。

また、認知症の有無を判定する臨時の検査を受けなければならない具体的な違反を明記した政令も閣議決定しました。同政令も改正道路交通法と同じ日に施行される予定です。



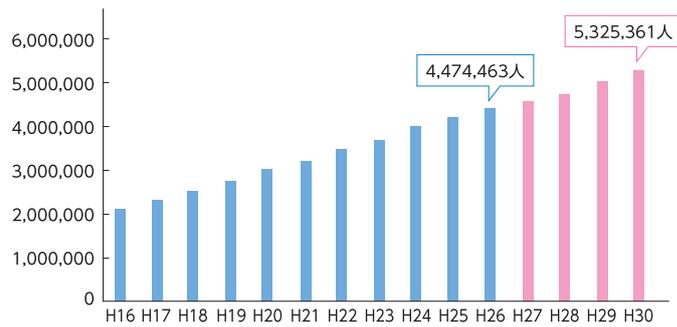
2025年、認知症の方は高齢者の**約5人に1人**、75歳以上の免許保有者は**約533万人**となる予測が出ています
(平成37年)

認知症者数推計



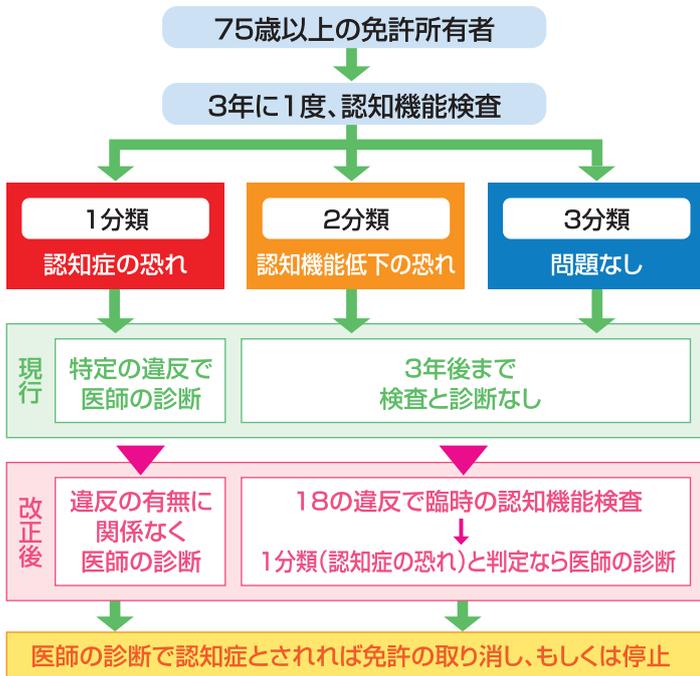
厚生労働省
平成27年1月27日 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)よりグラフ作成

75歳以上の運転免許保有者数の推移(各年12月末)



注:平成27年以後については財団法人全日本交通安全協会による「運転免許保有者数等の将来推計に関する調査研究」(平成24年3月)の運転免許保有数の推計値に基づく。
警察庁 平成27年10月13日 都道府県・指定都市認知症施策担当者会議資料より

道路交通法 改正イメージ(施行:平成29年3月12日)



臨時の認知機能検査が義務づけられる 18の交通違反

- 安全運転義務違反
- 信号無視
- 通行禁止違反
- 通行区分違反
- 横断等禁止違反
- 進路変更の禁止違反
- 指定通行区分違反
- 徐行場所違反
- 合図不履行
- 踏切の通過時の一時停止違反
- 交差点での右左折の徐行義務違反
- 環状交差点での右左折の徐行義務違反
- 優先道路での通行車の進行妨害
- 交差点での直進・左折車の進路妨害
- 優先道路での通行車の進行妨害
- 横断歩道での歩行者妨害
- 横断歩道のない交差点での歩行者妨害
- 指定場所での一時停止違反



今回、掲載しました内容は、警察庁が平成28年5月13日に公開しました「パブリックコメントの資料「道路交通法施行令の一部を改正する政府案新旧対象条文」をもとに作成した内容となります。正式な改正内容が告示されましたら改めてご案内いたします。

トーカー通信に関するご意見・プレゼントの応募について

プレゼント応募締切:2016年8月31日(水)

トーカー通信に関するお声をお寄せいただいた方の中から抽選で「果ごり」を合計20名様にプレゼントいたします。右記方法にてお声をお寄せください。ご感想もお待ちしております!!(ペンネーム可)

[プレゼントのご応募について]

[内容] のところにご意見とご希望の「プレゼント商品名」をご記入ください。当選者には、ご登録いただきましたメールアドレスより、改めて送付先をお伺いさせていただきます。(ご連絡は、@tokai-corp.com がドメインのアドレスより送信させていただきます。)

[個人情報の使用目的について]

ご記入された個人情報等は以下の目的にのみ使用し、以下の場合を除いて、第三者に提供いたしません。

- 統計データを作成し、今後のトーカー通信の作成や商品やサービスの向上を図るため
- プレゼント当選者への商品の発送のための配送業者への住所・氏名・電話番号の開示のため

●発行・編集/株式会社トーカー シルバー事業本部 企画課 〒500-8828 岐阜県岐阜市若宮町9丁目16番地
[電話]058-377-2986 [FAX]058-263-0151

受付は終了しました